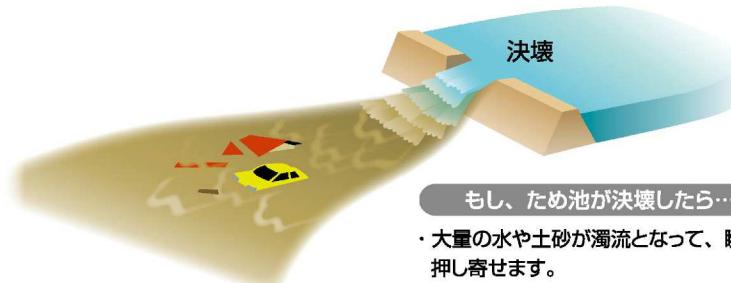


# 広島市ため池ハザードマップ

## 新堤池

平成28年熊本地震や、平成30年7月豪雨などの近年の災害において、ため池が決壊し、下流の地域で被害が発生しています。このマップを活用して、ため池が決壊した場合に被害が予想される範囲や、避難方法を確認しましょう。



- もし、ため池が決壊したら…
- ・大量の水や土砂が濁流となって、瞬時に押し寄せます。
- ・建物や車は押し流されます。
- ・道路や住宅地、田畠は土砂に埋まります。

### いざというときの緊急連絡先 (TEL)

(ため池に異常がみられた場合)  
安佐南区役所 農林課 082-831-4951

安佐南警察署 082-874-0110

安佐南消防署 082-877-4101

警察 110

災害時の安否確認

●電話からは「災害用伝言ダイヤル」 171 (局番なし)

●パソコン・スマートフォン・携帯電話からは「web171」

<https://www.web171.jp/>

消防 119

### 積極的に防災情報を入手しよう

#### 広島市防災ポータル

避難勧告の発令状況、避難場所の開設状況等を確認できます。

パソコンサイト

<http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>



#### 広島市防災情報メール

下記アドレスに、空メールを送信して、登録してください。

空メール送信

[entry@k-bousai.city.hiroshima.jp](mailto:entry@k-bousai.city.hiroshima.jp)



#### 広島市避難誘導アプリ「避難所へGo！」

災害が発生する前に適切な避難行動を行っていただくための防災アプリです。避難勧告等の発令時、開設中の最寄りの避難所へのルート案内を行います。



iOS

Android

### ●ため池決壊について知ろう

#### »ため池決壊の原因 (大雨と地震)

##### 大雨

集中豪雨や長雨、土砂災害や流木などによって、ため池の水位が上昇すると、堤防で漏水が起こったり、越水した水の勢いで堤防が侵食されて、ため池が決壊するおそれがあります。

##### 地震

地震による強い揺れによって、堤防に亀裂や陥没などが発生したり、地盤が液状化して、ため池が決壊することもあります。

#### ○ため池決壊と同時に発生するおそれがある災害

ため池が決壊するおそれがある状況では、周辺で様々な災害が発生していることが考えられます。

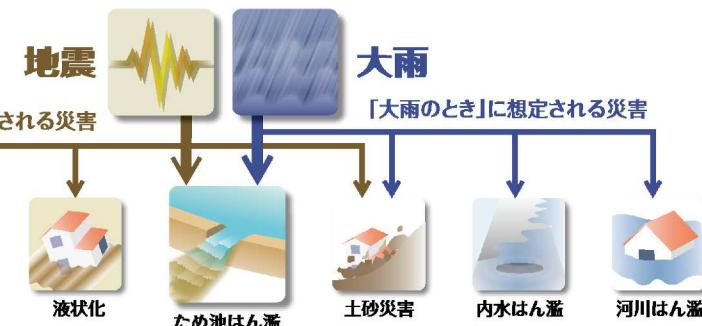
ため池決壊と同時に注意が必要です。

○ため池について、もっと詳しく知るには  
防災重点ため池と位置付けているため池の基礎情報及び浸水想定区域を提供しています。



#### 広島県ため池マップ

<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>



### ●ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

#### 【マップを確認】



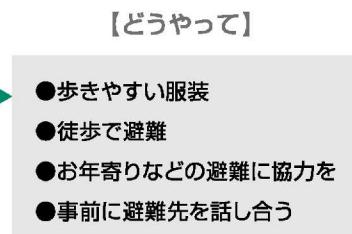
#### 【浸水の深さ】

#### 【判断】

#### 【どこへ】

#### 【どうやって】

#### 【マップを確認】



- 水、食べ物、簡易トイレ、懐中電灯、ラジオ、貴重品などを2階に持つて上がる
- 近所のお年寄りも一緒に

- こんなときは避難しましょう
  - 大規模な地震が発生したら（2～3日後までは警戒が必要）
  - 集中豪雨、長雨のとき

### ●正確な情報を入手しよう

#### 広島市

#### 避難情報

- 広島市防災行政無線
- 広島市防災ポータル
- 広島市防災情報メール
- 広島市ホームページ
- SNS (ツイッター、フェイスブック)
- 緊急速報メール (エリアメール)

- 防災受信機
- Lアラート
- サイレン

#### 住民のみなさん

ため池専用の避難情報はありませんが、土砂災害や洪水など、他の災害による危険性の高まりに応じて、避難情報を発令しますので避難開始の参考としてください。

#### 警戒レベル

#### 状況

#### 住民がとるべき行動

#### 行動を促す情報

5

災害発生又は切迫

命の危険 直ちに安全確保！

緊急安全確保<sup>※1</sup>

4

災害のおそれ高い

危険な場所から全員避難

避難指示<sup>(注)</sup>

3

災害のおそれあり

危険な場所から高齢者等は避難<sup>※2</sup>

高齢者等避難

2

気象状況悪化

自らの避難行動を確認

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1

今後気象状況悪化のおそれ

災害への心構えを高める

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合せ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

出典：内閣府（防災担当）令和3年5月 避難情報に関するガイドライン

